

# お知らせ情報

## 児童扶養手当支給回数の変更・支給月額額の改定について

◆児童扶養手当が2019年11月支給分から支給回数が「4か月分ずつ年3回」→「2か月分ずつ年6回」に変更されます。支給月が変わる2019年11月の支給は、2019年8月・10月の3か月分が支給されます。これ以降は、1:3:5:7:9:11月の年6回、それぞれの支給月の前月までの2か月分が支給されます。毎年8月の現況届時に、前年所得により手当額の変更を行い、12月支給分から手当額が変更されていましたが、2019年度からは翌年1月支給分から手当額が変更されます。

◆児童扶養手当月額額は、児童扶養手当法及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当額が改定され、2019年4月分からの支給額は次のとおりです。

現在児童扶養手当を受給中の方には、7月末までに、改定後手当額のお知らせをお送りします。

問 保健福祉課(子育て支援) 06-6647-9895 06-6644-1937

		改定前	改定後 (2019年4月分~)
		児童1人の場合	全部支給 42,500円 一部支給 42,490円~10,030円
児童2人目の加算額	全部支給	10,040円	10,140円
	一部支給	10,030円~5,020円	10,130円~5,070円
児童3人目以降の加算額	全部支給	6,020円	6,080円
	一部支給	6,010円~3,010円	6,070円~3,040円

## 5月1日~7日は「憲法週間」です

浪速区役所では、浪速区人権啓発推進協議会と共催で、基本的な人権の尊重を市民に呼びかける啓発活動を行います。

時 4月26日(金)10時30分~14時 場 区役所1階  
問 市民協働課(教育・学習支援) 06-6647-9743 06-6633-8270

## 市税の納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月7日(火)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆さまのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期限内の納付をお願いいたします。

問 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、  
なんば市税事務所 固定資産税グループ  
06-6647-2957(土地) 06-6647-2958(家屋)

## 大阪市国民健康保険からのお知らせ

●保険料の通知について  
国民健康保険料(4月~翌年3月分)については6月に決定し、6月中旬に世帯主の方あてに「国民健康保険料決定通知書」をお送りします。

●国民健康保険料のための所得申告書について  
国民健康保険料を決めるため、収入のない方や市民税の申告の必要がない方に国民健康保険料のための所得申告書をお送りしております。提出されていない方は、4月15日(月)までに区役所窓口サービス課保険年金担当(2階28番窓口)まで提出してください。

問 窓口サービス課(保険年金) 06-6647-9956 06-6633-8270

## 特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の月額額の改定について

平成31年4月分から手当額が下記のとおり改定されました。①②は20歳未満で政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。③④は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

	改定前	改定後
①特別児童扶養手当(1級)	51,700円	52,200円
②特別児童扶養手当(2級)	34,430円	34,770円
③特別障がい者手当	26,940円	27,200円
④障がい児福祉手当	14,650円	14,790円
⑤経過的福祉手当	14,650円	14,790円

問 保健福祉課(障がい者支援) 06-6647-9897 06-6644-1937

## いごもの見守りタグを無料で貸し出ししております

平成30年度から、浪速区では「いごもの見守りサービス」を実施しております。浪速区が総合警備保障株式会社と契約をして、区内の小学生(児童)に小型の端末(見守りタグ)を無料で貸し出ししております。このサービスは児童に見守りタグを携帯していただき、保護者は「見守りアプリ」をスマートフォン等にインストールしていただくことで、お子さまの登下校の通知や位置履歴の確認などが可能となっております。

サービスの利用料は月額200円(税別)が必要となります。ぜひ皆様のご利用をお待ちしております。詳しくは区役所担当までお問合せください。

問 市民協働課(教育・学習支援) 06-6647-9743 06-6633-8270

「違法民泊かな?」と思ったら  
**違法民泊通報窓口**  
平日 9時~17時30分  
06-6647-0835  
06-6647-0733 ryokan2016@city.osaka.lg.jp

大阪市では市民および宿泊者の安全・安心の確保に向けて、昨年6月に浪速区役所内に違法民泊撲滅チーム指導実働部隊を設置するなど、違法民泊の取り締まり強化に取り組んでいます。浪速区では、地域の町会長会議の場などを利用して、違法民泊通報窓口の案内をいたしましたところ、窓口には区民の皆さんから多くの情報を寄せていただいております。ありがとうございます。引き続き、ご協力をお願いいたします。

## 介護保険料決定通知書をお送りします

65歳以上の方で、普通徴収(口座振替・納付書)により保険料を納付している方に、介護保険料決定通知書を4月中旬にお送りします。なお、年金からあらかじめお支払いいただいている方には、7月中旬に決定通知書をお送りします。

問 保健福祉課(高齢者支援) 06-6647-9859 06-6644-1937

## 愛犬の登録と狂犬病予防注射

時 4月21日(日)・26日(金)13時30分~16時  
場 区役所1階 検診車スペース  
費 ①登録手数料...3,000円  
②注射料金...2,700円  
③注射済票交付手数料...550円  
【新規の方】1頭につき6,250円(①+②+③)  
【継続の方】1頭につき3,250円(②+③)  
【その他】  
●雨天決行。ただし、11時時点で大阪管区気象台が大阪市内に「特別警報」または「暴風警報」を発表している場合は中止させていただきます。  
●継続の方は、区役所からの案内通知を忘れずにご持参ください。  
●動物病院で受けられる場合、注射料金が異なる場合があります。



## 4月は犬・猫を正しく飼う運動 強調月間です

- 犬を飼うにあたって  
犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受け、放し飼いは絶対にやめましょう。
- 猫を飼うにあたって  
飼い猫がご近所に迷惑をかけるためにも、室内飼育をしましょう。
- 野良猫に対して無責任にエサを与えないようにしましょう。

問 保健福祉課(保健) 06-6647-9973 06-6644-1937

お詫びと訂正

広報なにわ3月号保存版「各種健診・検診事業のお知らせ」

- 保存版2ページ「歯周病検診」  
【削除】7行目 藤原歯科医院 9行目 麻生歯科医院  
17行目 田中歯科医院 29行目 シズ歯科医院
- 【訂正】13行目 橋本歯科医院  
〈正〉難波中2-207F 〈誤〉難波中2-218 2F
- 保存版3ページ「集団検診等実施日程」  
歯科相談 〈正〉10月15日(火)・11月12日(火)  
〈誤〉11月4日(月)祝・2月9日(日)

ご迷惑をお掛けしましたことをお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

問 保健福祉課(保健) 06-6647-9882 06-6644-1937